

諫早市個別施設計画

(福祉施設計画)

令和3年3月策定

令和5年4月改定

諫早市こども福祉部

目次

第1章 個別施設計画の概要

- 1-1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 個別施設計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-3 個別施設計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-4 個別施設計画に記載すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針・・・ 3

第2章 個別施設計画（福祉施設計画）

- 2-1 施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2-2 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2-3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2-4 対策の優先順位の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2-5 個別施設の状態、評価等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2-6 対策内容・実施時期・対策費用・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 計画の推進

- 3-1 情報基盤の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3-2 推進体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3-3 フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

資料【2-2関係】

- ・施設位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ・個別施設シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 地域福祉課所管施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 障害福祉課所管施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- こども政策課所管施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 子育て支援課所管施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- こどもの城所管施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- すくすく広場所管施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第1章 個別施設計画の概要

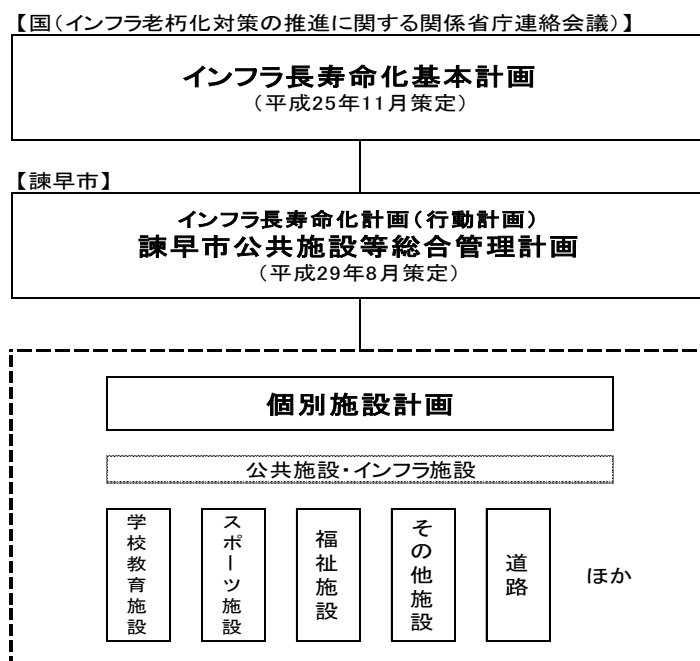
【1-1】計画策定の背景と目的

本市における公共施設等については、昭和40年～50年代の高度経済成長期に建設されたものが多く、これらの施設は老朽化が進んでおり、今後ほぼ同時期に大規模改修や更新の時期を迎えようとしています。

国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を策定するとともに、総務省から平成26年4月に、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、地方公共団体においても「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

このような背景から、本市において、老朽化が進む施設の安全対策や維持管理、更新にかかる費用の負担といった課題に適切に対応していくため、平成29年8月に「諫早市公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）」を策定し、このたび、総合管理計画を踏まえ、施設ごとの維持管理の実施方針を示す計画として「個別施設計画」を策定するものです。

【1-2】個別施設計画の位置付け



【1-3】個別施設計画の内容

個別施設計画は、総合管理計画に基づき、施設ごとの維持管理の実施方針として策定するもので、対象施設の維持管理等の対策内容・実施時期などを示すものです。

【1-4】個別施設計画に記載すべき事項

国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に示された、個別施設計画の記載事項は以下のとおりです。

— 個別施設計画の記載事項 —

① 対象施設

「総合管理計画」において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、維持管理及び更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位(例えば、事業毎の分類(道路、下水道等)や、構造物毎の分類(橋梁、トンネル、管路等)等)を設定した上で、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮した上で計画期間を設定し、その点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理及び更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態(劣化、損傷の状況や要因等)の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定した上で、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検や診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検や診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「③対策の優先順位の考え方」及び「④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検や診断、修繕や更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換や用途変更、複合化や集約化、廃止や撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

【1-5】公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本市の公共施設等の管理に関する基本方針は以下のとおりです。

基本方針1 市民の安全・安心を守るための適切な施設管理の実施

(1)点検・安全確保の実施

- ①不測の事故などによるリスクを未然に防ぐために、日常点検・定期点検を徹底し、危険箇所や不具合箇所の早期発見や劣化状況の把握に努めます。
- ②劣化や危険性が認められた施設については、すみやかに修繕又はその他の安全対策を実施します。
- ③公共施設等の点検結果や修繕履歴を蓄積・管理することで、その後の修繕や更新における判断材料として活用します。

(2)耐震化の実施

- ①公共施設(建物)については、災害時等の避難場所としても位置付けられている学校施設の耐震化は完了しましたが、他の公共施設(建物)についても、地震時における安全性確保のため、補強工事の必要性が認められた施設については耐震化を実施します。
- ②橋梁については、主要幹線に架かるものの耐震化を優先的に行い、その後も計画的に実施します。
- ③上水道施設、下水道施設については、基幹施設・基幹管路及び病院等の重要施設へ通じる管路などの耐震化を優先的に行い、他の施設については更新の時期等を考慮しながら計画的に実施します。

(3)防災・減災対策の実施

地域防災計画で避難場所として指定された公共施設(建物)については、機能確保の観点から、平常時も適切な管理に努めます。

基本方針2 計画的な改修による財政負担の平準化等

(1)予防保全改修の実施

公共施設等の現状や修繕周期を踏まえ、計画的な予防保全的改修を行い、維持管理コストの削減を図ります。

(2)長寿命化改修の実施

長期的な視点に立った施設の長寿命化を計画的・効率的に行い、大規模改修や建替え等による更新コストの一定期間への集中的な増大を防ぎ、財政負担の平準化を図ります。

基本方針3 市民のニーズに即した有効活用、施設の現状に応じた多様な検討

(1)市民のニーズに即した有効活用

少子高齢化の進展に伴う年齢構成の変化などにより、公共施設(建物)に求める市民のニーズも変化することが想定されるので、必要に応じて、用途変更や目的外使用なども検討し、既存施設の有効活用を図ります。

(2)施設の現状に応じた多様な検討

利用状況が著しく低下した施設又は老朽化が進んだ施設については、地域の実情や住民の意見を踏まえて、機能の集約化、複合化若しくは更新や廃止を検討します。その結果、不要となった施設については用途廃止を行い、貸付け、若しくは譲渡し、又は除却します。

第2章 個別施設計画（福祉施設計画）

【2-1】施設の現況

令和4年4月の機構改革によりこども福祉部では、地域福祉課、障害福祉課、こども政策課、子育て支援課、すくすく広場及びこどもの城において28施設を管理しており、本市における福祉向上や健康増進のための拠点施設として、多くの市民が利用しています。

施設の状況を見ると、令和2年度現在では28施設のうち14施設（50%）が建築から20年以上を経過しており、中には耐用年数が間近に迫った施設や耐用年数を既に経過している施設もあります。そのため、劣化や損傷等の老朽化が進展している施設が多く、適正な維持管理による利用者等の安全確保と施設の機能維持が大きな課題となっています。

また、こども福祉部管理の施設は、その性質上、子ども、高齢者、障がいのある方といった弱者の利用も多いことから、維持管理にあたっては、迅速かつ細やかな対応が求められるところです。

これまで当時の健康福祉部では、平成24年度において社会福祉会館、高来ふれあい会館、小長井さざんか会館、上山荘南館、高来しゃくなげ荘、健康福祉センターの6施設を対象とした劣化状況調査を外部委託により実施し、その結果を踏まえた改修順位に基づく計画的改修に取り組むなど、施設の適正な維持管理に努めてきたところですが、今後も年月の経過とともに老朽化が更に進展し、改修必要箇所の数と規模は、一層大きくなるものと考えられます。

また、建築から20年以上を経過する施設などでは、修繕に必要な部品の製造終了等により、大規模改修等の必要性も年々高まってきています。そのため、今後の維持管理に必要な費用については、大幅な負担増が見込まれるところであり、引き続き施設を適正に維持管理していくためには、より計画的で効率的な取組の実施が必要不可欠となっています。

【2-2】対象施設

本計画の対象施設は、こども福祉部で所管する「福祉施設」とし、28施設です。

なお、各施設の位置については24・25ページの「位置図」、各施設の情報については26ページ以降の「個別施設シート」に記載のとおりです。

■対象施設一覧

No	施設名	所在地	施設区分	担当課
1	社会福祉会館	新道町948	集会場	地域福祉課
2	高来ふれあい会館	高来町黒崎325	会館	
3	小長井さざんか会館	小長井町井崎127	多目的福祉施設	
4	上山荘南館	宇都町29-2	老人福祉施設	
5	高来しゃくなげ荘	高来町黒崎317-1	福祉施設	
6	森山老人福祉センター	森山町本村1300	老人福祉施設	
7	高来屋内ゲートボール場	高来町小船津29-10	ゲートボール場	
8	小長井ゲートボール場	小長井町井崎130-3	ゲートボール場	
9	新道福祉交流センター	新道町999-1	体育館	障害福祉課
10	諫早中央保育所	野中町508-7	保育室	こども政策課
11	旧中央子育て支援センター	野中町508-7	児童福祉施設	
12	太陽保育所	馬渡町10-1	保育室	
13	学童保育北小クラブ	城見町29-12	学童室	
14	学童保育こどものくに小野	宗方町347-1	学童室	
15	みのり学童クラブ	西里町803	学童室	
16	小栗学童クラブさくらんぼ	小川町398-1	学童室	
17	小栗学童クラブくりの実	小川町398-1	学童室	
18	学童保育やまのたね	西栄田町754-10	学童室	
19	学童保育上山クラブ	原口町669-1	学童室	
20	学童保育西諫早クラブ宙組	馬渡町3	学童室	
21	学童保育西諫早クラブ花組	馬渡町3	学童室	
22	学童保育真城っ子ハウス	真崎町1037-3	学童室	
23	学童保育真城元気っ子ハウス	真崎町1037-3	学童室	
24	学童保育「かたらんね」	飯盛町開1929-3	学童室	
25	湯江小学童クラブ(旧高来幼稚園)	高来町東平原147	学童室	
26	高来東児童館	高来町三部壱541-1	児童館	
27	すくすく広場	諫早市栄町1番1号	児童福祉施設	すくすく広場
28	こどもの城	白木峰町827-2	児童健全育成施設	こどもの城

【2-3】 計画期間

総合管理計画と同様、計画の実効性及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、計画期間を2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間とします。

【2-4】 対策の優先順位の考え方

総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針が定められており、これは既存の公共施設を可能な限り長く安全に利用していくために計画的な設備の更新や施設の改修を行うことで長寿命化を図っていくことになっています。この基本方針を踏まえ、施設の劣化・損傷の状況や利用状況、地域の特性、社会的役割など、様々な視点から検討を行い、総合的に対策の優先順位を判断していくこととします。

【2-5】 個別施設の状態、評価等

施設の状態の把握と改修等の必要性を判断するため、簡易劣化調査（目視・打診・触診）を実施しました。また、日常及び定期点検や建築基準法に基づく定期報告が義務付けられている施設は、その結果も参考に以下の基準で劣化度を評価しました。

■劣化度評価基準

評価	評価基準	対応
A	概ね良好	計画的な保全を継続
B	局所、部分的に劣化・故障 (安全上、機能上、問題なし)	軽微な修繕、補修、又は予防保全を実施
C	各所、広範囲に劣化・故障 (安全上、機能上、低下の兆し)	今後必要に応じて、部分改修、中規模改修を実施
D	劣化・故障の程度が大きく、早急に対応する必要がある。 (安全上、機能上に問題がある) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障をあたえている) など	速やかに改修計画を策定して、個別又は大規模改修を実施

■施設情報一覧

	施設名称	構造	延床面積 ㎡	建築年	経過年数	法定耐用 年数	劣化状況評価				
							建築 躯体・屋根 外装・内装	電気設備	空調設備	衛生設備	その他 (エレベーター)
1	社会福祉会館	鉄筋コンクリート	2,200.45	平成10年	22	47	A	A	D	B	B
2	高来ふれあい会館	鉄筋コンクリート	2,983.11	平成2年	30	47	A	C	B	C	A
3	小長井さざんか会館	鉄筋コンクリート	1,195.25	平成3年	29	47	B	B	A	B	—
4	上山荘南館	鉄筋コンクリート	672.09	平成9年	23	47	C	A	A	D	—
5	高来しゃくなげ荘	鉄筋コンクリート	332.31	昭和49年	46	47	C	B	B	B	—
6	森山老人福祉センター	鉄筋コンクリート	505.00	昭和54年	41	47	C	C	C	B	—
7	高来屋内ゲートボール場	鉄骨	890.75	平成7年	25	34	B	—	—	A	—
8	小長井ゲートボール場	鉄骨	819.00	平成4年	28	34	B	—	—	A	—
9	新道福祉交流センター	鉄筋コンクリート	1,092.66	昭和56年	39	47	D	A	C	A	—
10 11	諫早中央保育所・旧中央子育て支援センター	鉄骨・鉄筋コン クリート・木造	1,559.18	平成20年	12	34	B	B	B	B	B
12	太陽保育所	木造・軽量鉄骨	690.04	昭和49年	46	27	C	C	C	D	—
13	学童保育北小クラブ	軽量鉄骨	80.00	平成12年	20	27	B	B	B	B	—
14	学童保育こどものくに小野	鉄骨	105.76	平成19年	13	34	B	B	B	A	—
15	みのり学童クラブ	鉄骨	105.76	平成18年	14	34	B	B	B	A	—
16	小栗学童クラブさくらんぼ	鉄骨	106.10	平成17年	15	34	B	B	B	A	—
17	小栗学童クラブくりの実	鉄骨	91.83	平成22年	10	34	B	B	B	A	—
18	学童保育やまのたね	木造	134.51	平成24年	8	22	B	B	B	B	—
19	学童保育上山クラブ	鉄骨	105.00	平成23年	9	34	B	B	B	B	—
20	学童保育西諫早クラブ宙組	鉄骨	85.86	平成15年	17	34	B	B	B	B	—
21	学童保育西諫早クラブ花組	軽量鉄骨	117.57	平成21年	11	27	B	B	B	B	—
22	学童保育真城っ子ハウス	鉄骨	79.97	平成13年	19	34	B	B	B	B	—
23	学童保育真城元気っ子ハウス	軽量鉄骨	134.27	平成21年	11	27	B	B	B	B	—
24	学童保育「かたらんね」	木造	105.25	平成24年	8	22	B	B	A	B	—
25	湯江小学童クラブ(旧高来幼稚園)	鉄骨・軽量鉄 骨・木造	540.90	昭和56年	39	34	C	B	B	B	—
26	高来東児童館	軽量鉄骨	219.47	平成6年	26	34	B	B	B	B	—
27	すくすく広場	鉄筋コンクリ ート・鉄骨造り	1,076.33	令和2年	2	80	A	A	A	A	A
28	こどもの城	鉄骨鉄筋コン クリート	3,611.52	平成21年	11	80	B	A	A	A	A

※法定耐用年数とは、税務上、減価償却費の算定基準として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定められた耐用年数のことで、建物の実際の寿命ではありません。

【2-6】 対策内容・実施時期・対策費用

計画期間（2020年度（令和2年度）～2029年度（令和11年度））における対策内容、実施時期、対策費用は、後述の実施計画に示すとおりです。

総合管理計画の基本方針に基づいて、日常・定期点検等を行うことにより、施設の状態を把握し、計画的に予防保全的な修繕や機能向上のための改修を実施することで施設の長寿命化を図り、市民サービスを維持していく必要があります。

■使用目標年数の設定

施設のうち、建築物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違いなどによって左右されますが、施設の長寿命化を図りながら、法定耐用年数を超えて使い続けることを目標とし、「建築物の耐久計画に関する考え方」（社団法人日本建築学会）の考え方を参考に使用目標年数を設定しました。

建築物の構造		使用目標年数
鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)		80年
鉄筋コンクリート造(RC)		
鉄骨造(S)	重量鉄骨造	80年
	軽量鉄骨造	50年
木造(W)		50年

■施設の対策方針

①維持保全

行政サービス提供の必要性がある施設で、建物の健全性が保たれている場合は、予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理を行います。また、一定周期毎に中規模改修や大規模改修を行うことで長寿命化を図り、継続して維持します。

※行政サービス提供の必要性が低下していても、施設利用の方針が定まっていない場合は、最低限の管理を行い、維持することとします。

②更新

行政サービス提供の必要性がある施設で、耐震性や老朽化度等を勘案した結果、建物の健全性が保たれないと判断された場合は、建替えを検討します。

③用途変更・集約化・複合化

利用度が極端に低下した施設は、地域の実情やニーズ、住民の意見等を踏まえて、用途変更、機能の集約化、複合化を検討します。

④廃止

利用や行政目的が無くなった施設で、安全性が確保されておらず、老朽化も著しいなどの原因によって、転用等ができない施設は、廃止を検討します。

■対策方針に基づく実施計画

No	施設名称	対策方針	対策内容	優先順位
1	社会福祉会館	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※R2年度に空調機の回収完了。今後、屋根防水及び外装の改修を実施予定。	高
2	高来ふれあい会館	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※空調機の改修を実施予定。	中
3	小長井さざんか会館	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※屋根防水及び外装の改修を実施予定。	中
4	上山荘南館	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※R2年度に給湯用ボイラー設備の改修完了。今後、屋根防水及び外装の改修を実施予定。	高
5	高来しゃくなげ荘	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※屋根防水及び外壁の改修を実施予定。	中
6	森山老人福祉センター	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。	低
7	高来屋内ゲートボール場	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。	低
8	小長井ゲートボール場	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。	低
9	新道福祉交流センター	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※床等の改修を実施予定。	高
10	諫早中央保育所	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。	低
11	旧中央子育て支援センター			
12	太陽保育所	維持保全	施設の老朽化に伴い、西諫早団地第1公園を候補地とした移転を計画している (時期等の詳細は未定)。 移転までの間は、現施設を適切に維持管理していく。	高
13	学童保育北小クラブ	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※屋根防水の改修を実施予定。	中
14	学童保育こどものくに小野	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※外壁、空調機及び屋根防水の改修を実施予定。	中
15	みのり学童クラブ	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※外壁、空調機及び屋根防水の改修を実施予定。	中

No	施設名称	対策方針	対策内容	優先順位
16	小栗学童クラブさくらんぼ	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※空調機、屋根防水及び外壁の改修を実施予定。	中
17	小栗学童クラブくりの実	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※空調機の改修を実施予定。	中
18	学童保育やまのたね	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※空調機の改修を実施予定。	中
19	学童保育上山クラブ	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※空調機の改修を実施予定。	中
20	学童保育西諫早クラブ宙組	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※屋根防水及び外装の改修を実施予定。	中
21	学童保育西諫早クラブ花組	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※空調機、屋根防水及び外装の改修を実施予定。	中
22	学童保育真城っ子ハウス	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※空調機、屋根防水及び外装の改修を実施予定。	中
23	学童保育真城元気っ子ハウス	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※空調機、屋根防水及び外装の改修を実施予定。	中
24	学童保育「かたらんね」	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※外壁及び空調機の改修を実施予定。	中
25	湯江小学童クラブ (旧高来幼稚園)	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※屋根防水、外装及び空調機の改修を実施予定。	中
26	高来東児童館	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※外壁及び空調機の改修を実施予定。	中
27	すくすく広場	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。	低
28	こどもの城	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。	高
対策費用(概算)				

■実施計画の主な内容

①社会福祉会館

・現状

社会福祉会館は、地域福祉活動の拠点施設として会議室等の貸館施設を有しており、福祉分野の団体を中心に、年間約37,000人の利用がされています。

また、諫早市社会福祉協議会、諫早市シルバー人材センター、諫早地区保護司会といった各種福祉団体の事務所としても利用されていることから、高齢者、障がいのある方の利用も多い施設です。

さらに、諫早市地域防災計画書において広域避難場所に指定されるとともに、本市で大規模な災害が発生した際は、域内外からの災害ボランティア受入の拠点となる「災害ボランティアセンター」としての活用も想定されており、防災上も重要な施設となっています。

・課題

当該施設については、平成10年の供用開始から22年を経過する中で、開館時から使用を続けている空調設備の老朽化が進み、不具合や故障により夏場にクーラーが使用不能になるといった状況が多発しています。

また、空調設備については、耐用年数(15年)を経過し、修繕に必要な部品の在庫がなくなりつつあることなどから、近い将来、修繕が困難となる可能性が非常に高い状況にあります。

特に、「高温注意情報」が頻繁に発表される夏場においてクーラーが使用不能になることは、会館の適正な機能維持のみならず、利用者の健康面・人命にも影響を及ぼす可能性があることから、抜本的な改修の実施が必要となっています。

・対応方針

常時、災害時を通じた会館の適正な機能維持と、利用者等の安全確保を図るため、空調設備の改修を実施します。

・ 対策内容・実施時期等

令和2年度において、施設内の全ての室外機及び室内機の改修工事を実施

・ 現況写真



※室外機



※室内機

②上山荘南館

・ 現状

上山荘南館は、浴場を有し、高齢者を対象に健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供する高齢者福祉施設であり、年間約23,000人の利用があります。

また、諫早市地域防災計画書において広域避難場所として指定されており、平成28年1月の大寒波の際は、断水により自宅での入浴が困難となった410人の市民に対して浴場を解放した経過があるほか、同年4月の熊本地震の際には242人の市民を受け入れるなど、その役割を果たしています。

・ 課題

当該施設は、平成9年の供用開始から23年が経過し、老朽化により各機器に不具合や故障が生じています。

特に浴場の給湯設備については、濾過機が稼働中に停止し、浴槽の適正な温度の保持が困難となったり、給湯循環ポンプやジェット・バブルポンプから漏水が発生するなど、各所で不具合が頻発しており、時には男子浴場が使用困難となり、女子浴場を男女交代で使用せざるを得ない状況も発生してい

ます。

このように、既に市民利用に大きな支障が生じている状況にあるため、浴場の給湯設備の抜本的改修の実施が必要となっています。

・対応方針

常時、災害時を通じた会館の適正な機能維持と、市民の円滑な施設利用を図るため、浴場の給湯設備の改修を実施します。

・対策内容・実施時期等

令和2年度において、ボイラー、濾過機等の改修工事を実施

・現況写真



※ボイラー



※濾過機

③ 新道福祉交流センター

・現状

新道福祉交流センターは、昭和56年10月に雇用促進事業団（平成11年に「雇用・能力開発機構」となる。）と本市との共同により「諫早勤労身体障害者体育センター」として整備し、本市が管理を行っていましたが、雇用・能力開発機構の廃止に伴い、平成15年9月に本市が施設の全てを譲り受け（有償）、平成16年4月より「諫早市新道福祉交流センター」として供用開始しました。

以降、スポーツ、レクリエーション等を通じた障害者等の社会参加、生きがい活動の場などとして、障害のある方を中心に年間約26,000人の利用が
あっています。

・課題

当該施設については、これまで、照明の取替工事や雨漏修繕工事など必要
に応じた修繕を行い、施設の適正な維持管理に努めてきたところですが、建
設から39年を経過する中で、施設全体として老朽化が進んでいる状況にあ
ります。

当該施設は、前述のとおり多数の利用があるとともに、その多くが障害の
ある方々です。また、諫早市地域防災計画書において広域避難所にも指定さ
れていることから、平常時、災害時を通じた利用者等の安全確保と施設の適
正な機能維持を図るため、引き続き、必要に応じた改修や修繕を行っていく
必要があります。

・対応方針

常時、災害時を通じた利用者等の安全確保と会館の適正な機能維持を図る
ため、必要に応じた改修や修繕を実施します。

・対策内容、実施時期等

令和6年度・令和7年度において、床等の改修工事を実施

・ 現況写真



④太陽保育所

・ 現状

太陽保育所は、定員120名の公立保育所であり、令和2年11月1日現在で、133名の児童を受け入れています。

また、諫早中央保育所と連携・補完しながら、アレルギーを有する児童や障害児保育など、民間保育所では対応が難しい児童の保育に重点をおいて運営を行っています。

・ 課題

当該施設においては、必要に応じた修繕などを行いながら施設の適正な維持管理に努めてきたところですが、昭和49年に開設し、築後45年を経過していることから老朽化が進行している状況にあります。

また、遊戯室もなく、駐車場が手狭な状況など、平常時、災害時を通じた児童の安全な保育環境の確保や保育施設としての機能充実等が喫緊の課題となっています。

・ 対応方針

児童の安全な保育環境の確保や保育施設としての機能充実等を図るため、西諫早団地第一公園を移転先とした移転計画を進めています。

なお、移転計画が完了するまでは、引き続き、必要に応じた修繕等を行い、既存施設の維持管理に努めることとします。

・ 対応内容、実施時期等

令和3年度から設計業務に着手し、令和7年3月新園舎完成予定で計画を進めているところです。

・ 現況写真



⑤ こどもの城

・現状

こどもの城は、身近な自然や人々とのかかわりを通して、子どもたちが生きる力を培うことを目的とし、毎年約10万人の人々を迎えています。

・課題

平成21年3月開館の比較的新しい施設ではありますが、これからの10年は、多くの設備が更新時期を迎え、その後は、特に屋外に面した外壁や屋根などの老朽化が考えられます。

・対応方針

こどもの城は、子どもたちが危険を予知・回避しながら乗り越えていく活動も提供する教育の場であることや大人の支え合いの場であることから、より一層安全・安心について最優先に考え、計画的に改修や設備の更新を行い、施設の長寿命化を図ります。

・対策内容、実施時期等

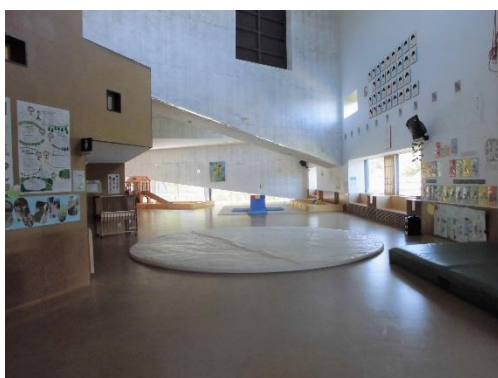
令和5年度には空調設備、令和7年度にはエレベータ、令和9年度には放送設備など、更新時期を迎える施設内の設備について、その時の状況を把握し必要な更新を行います。

また、屋外の大型遊具についても、毎日の点検により必要な場合は修繕等を行い、安全に利用できるように維持管理を行います。

・ 現況写真



こどもの城の外観と
室内の遊びスペース



空調設備



空調設備



放送設備



エレベータ



大型遊具

第3章 計画の推進

【3-1】情報基盤の整備と活用

施設の基本情報や工事・修繕の履歴、点検結果等について、継続的な実態把握によってデータを蓄積し、計画的・保全的修繕や長寿命化改修の実施内容の検討等に活用します。

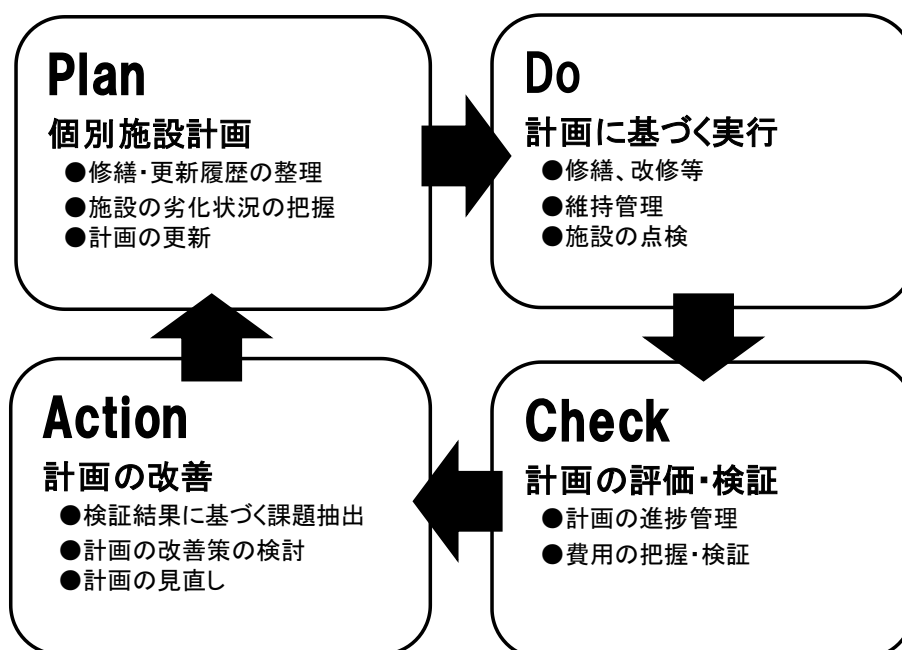
【3-2】推進体制等の整備

本計画に基づき長寿命化を確実に実施するため、不具合箇所の早期発見・対応、修繕等の計画的実施による予防保全や長寿命化改修を行います。また、総合管理計画に基づき、全庁的にその意義や方向性に対して共通認識を持ち、関係部門が連携しながら計画を推進していきます。

【3-3】フォローアップ

施設の状態は、経年劣化等により刻々と変化することから、日常・定期点検等の結果、利用者や地域住民からのご意見、社会情勢などを踏まえて、適宜見直しを行い、更なる充実を図ります。

また、計画の進捗管理を着実に行うため、PDCAサイクルの確立に努めます。



資料【2-2 関係】

・施設位置図	26~27
・公共施設個別シート	
地域福祉課所管施設	28~35
障害福祉課所管施設	36
こども政策課所管施設	37~52
すくすく広場所管施設	53
こどもの城所管施設	54

施設位置図

施設名	施設区分	地図No	担当課
社会福祉会館	集会場	⑩	地域福祉課
高来ふれあい会館	会館	⑱	
小長井さざんか会館	多目的福祉施設	⑳	
上山荘南館	老人福祉施設	⑦	
高来しゃくなげ荘	福祉施設	⑱	
森山老人福祉センター	老人福祉施設	⑯	
高来屋内ゲートボール場	ゲートボール場	⑱	
小長井ゲートボール場	ゲートボール場	⑳	障害福祉課
新道福祉交流センター	体育館	⑨	
諫早中央保育所	保育室	⑪	こども政策課
旧中央子育て支援センター	児童福祉施設	⑪	
太陽保育所	保育室	③	
学童保育北小クラブ	学童室	⑫	
学童保育こどものくに小野	学童室	⑭	
みのり学童クラブ	学童室	⑰	
小栗学童クラブさくらんぼ	学童室	⑬	
小栗学童クラブくりの実	学童室	⑬	
学童保育やまのたね	学童室	⑤	
学童保育上山クラブ	学童室	⑧	
学童保育西諫早クラブ宙組	学童室	④	
学童保育西諫早クラブ花組	学童室	④	
学童保育真城っ子ハウス	学童室	②	
学童保育真城元気っ子ハウス	学童室	②	
学童保育「かたらんね」	学童室	⑥	
湯江小学童クラブ(旧高来幼稚園)	学童室	⑳	
高来東児童館	児童館	㉑	
すくすく広場	児童福祉施設	㉓	
こどもの城	児童健全育成施設	㉔	こどもの城



